

認定日本語教育機関実地視察規程

令和 6 年 4 月 1 日

日本語教育部会決定

1 趣旨

(1) 日本語教育部会は、認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程における教育の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、認定日本語教育機関に対して、実地視察を行う。

(2) 実地視察の方法は、日本語教育部会が定めるところによる。

2 実地視察方法

(1) 実地視察の対象となる認定日本語教育機関は、部会長が定める。その際、第三者評価による客観的な質保証の仕組みを有しない認定日本語教育機関を優先的に選定することとする¹。

(2) 実地視察は、関係法令に基づき、主として次の点に留意しながら、認定日本語教育機関及びその機関が設置する日本語教育課程が、必要な法令等の基準を満たし、適切な水準にあるかどうかを確認する。

- イ 日本語教育に対する理念、設置の趣旨等
- ロ 教員組織
- ハ 施設・設備
- ニ 日本語教育課程及び履修方法
- ホ 生徒への学習上及び生活上の支援
- ヘ 学則の遵守状況
- ト 生徒の進路の状況
- チ 財務の状況

(3) 実地視察は日本語教育部会若しくは認定日本語教育機関審査会に属する委員、臨時委員若しくは専門委員又は認定日本語教育機関審査会に参加する協力者（以下「委員等」という。）2名以上で分担して行う。

(4) 実地視察を行う委員等は部会長が定める。

¹ 実施体制等を踏まえて実施機関数を毎年決定し、過去に視察を実施していない機関や、前回の視察から時間が経過した機関の中から、定期報告等に基づき、課題や好事例となり得る取り組みのある機関を中心に選定する。

(5) 委員等は利害関係のある認定日本語教育機関の実地視察はできない。

(6) 実地視察には、文部科学省担当官が同行し、事務にあたる。

(7) 実地視察にあたっては、留学のための課程を置く機関に関しては、在籍管理上の観点から必要に応じて、出入国在留管理庁担当官の協力を求めることができる。

(8) 部会長は、実地視察の対象となる認定日本語教育機関に対し、実地視察調査票をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察の対象となる認定日本語教育機関に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。

(9) 実地視察においては、必要に応じて授業見学や生徒・教員へのヒアリングを行うこととする。

(10) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

3 報告書の作成及び公表

(1) 実地視察の結果については、委員等及び文部科学省担当官により、報告書を作成する。その際、必要に応じて、認定日本語教育機関の協力を求めるものとする。

(2) 報告書は日本語教育部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察対象となった認定日本語教育機関に送付する。

4 法令違反についての意見

(1) 実地視察の対象となった認定日本語教育機関について、日本語教育部会が、関係法令に反した状態にあり又はその恐れがあると認める場合には、日本語教育部会は、文部科学大臣に意見を述べることができる。

5 その他

(1) この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、日本語教育部会が定める。